

## 平成30年度第3回浜松市中央卸売市場のあり方研究会議事録

日 時：平成31年3月8日（金）

10:00～11:00

会 場：管理棟3階 中会議室

出席者：別紙のとおり

### 1 開会

市場長

### 2 あいさつ

農林水産担当部長

### 3 協議事項

(1) 中央卸売市場業務条例改正の方針について

①H30.12.18 第2回あり方研究会における市の方針に対する意見書について

【開設者説明：高柳】 H31.1.26～29 日意見書内容確認ヒアリングについて

意見：共通ルール以外のルールを規定しないであれば売上高割使用料は撤廃を。

内容：青果部6割、水産物部1割の委託率に対し、同率の売上高使用料は厳しい。

：3つのルールの緩和により、実績確認が不透明。公平ではない。

：市場内業者全体が公平となるため、面積割に統一すべき。

：開設区域撤廃による兼業業務を一律本業と捉えるのは厳しい。

：市の方針は、賛成だが、売上高算定基準の確認が難しくなるではないか。

：法改正を機に、売上高割使用料を廃止、面積割使用料の値上げ、駐車場の有料化による面積割への統一を考えるいい機会。今後、検討していくべきである。

意見：取引ルールについて、近隣市場と同調すべきである。

内容：他市場の情報収集を行い、近隣と歩調を合わせるべきである。

意見：国の改正法令に沿って検討するべき。禁止事項は設けないでほしい。

内容：全国的に規制緩和方向。浜松市だけが規制することのないように。

意見：取引実態に合うルール作りを、利害関係者のない立場として、開設者も参加する形で検討していく必要がある。

内容：規制緩和による取引参加者間での取引ルール付けは考えるべきであり、市は、オブザーバーとして参加してほしい。

意見：取引条件の廃止については、附帯条項等なんらかのルール作りは必要と思う。

内容：付帯条項である「第三者販売、商物一致、直荷引きルール」のことで、条例規定はしなくとも取引参加者で共通認識が必要。

：市の方針は間違っていないと思っているが、取引参加者間では取引秩序的なルールが必要と考える。

：市場協力会下部組織でこうしたルール作りをすればいいが、市もオブザーバーとして参加していただきたい。

意見：荷受け、仲卸が一体化していかなければならない。

内容：仲卸は、消費者の需要を把握している。

：仲卸は、魅力ある物品、消費者が求めているものを卸から買いたい。

：今こそ、卸・仲卸が一枚岩にならなくてはいけないと感じている。

：仲卸は、分荷、目利き機能を活かし、仲卸同志で共同配送による経費削減に努めるべきである。

：卸、仲卸ともに、話し合える土俵が必要。その中でルール付けて進むべきである。

意見：第三者販売、直荷引き取引などについて、取引参加者での話し合いの場が必要である。

内容：市の方針には、賛成だが、取引参加者同士の必要なルールを話し合うべきである。  
以上、意見内容。

#### 【開設者の考えについて説明：高柳】

- ・市が示す第三者販売、商物分離、直荷引きの規制の廃止については、第2回あり方研究会の市の方針説明に対し、意見書の提出がなかったことから、ご理解いただいたものと判断している。
- ・市場内の業者間ルールは、市が市場取引の規制をすることは、取引参加者の裁量を侵害すると考え、市場取引は、取引業者間で調整することが重要。
- ・市場使用料においては、売上高割使用料も含め、現状維持を考えている。
- ・第三者販売、商物分離及び直荷引きの緩和に対する売上高等の取引の把握は、毎月の報告形式によることとする。
- ・本業、兼業についても承認規定等で仕分けをしていく。
- ・卸売業者、仲卸業者の立入検査等の実施により、第三者販売、直荷引き、兼業等の取引実績を検証し、市場使用料等の適切な納入により、健全な市場運営の資金確保に繋げていく。

(その他取引参加者の意見)

卸売業者：今回の条例改正は、浜松市だけではない。市場内の一体化が必要であり、そうでないと守れない。市場関係者だけでなく大手商社もこの改正に伴い規制をか

ける市場に対し、市場を小さく守ることで外から乗っ取られる。狙っている。

卸売業者：3つのルールの特例化しないのは賛成だが、何らかのルール策定は、法ではなく取引参加者間での決め事が必要と考える。また、卸として出荷奨励金などの支出負担も多い中、卸の企業努力による売上高割使用料の賦課はいかかなものか。

仲卸組合：民衆の最低ルールを決めないとうまくいかないと感じるとともに、卸は、仲卸が必要とする荷（物品）を集荷してほしい。開設者による市場運営資金の確保としても、今後、市場内駐車場の有料化は必要なことである。

売参・買出人組合：売上高の市場使用料の平等はむずかしい。

売参・買出人組合：市場のあり方、マナーが悪すぎる。法改正というよりも、市場秩序が大事である。また、取引の緩和が売参参加者や買出人の必要とする荷物（物品）が市場内に入るのかを危惧する。取引内容をもっとオープンにしてほしい。

卸売業者：第三者販売、直荷引き、商物一致の規則の廃止は賛成であるが、市場使用料については、今後、検討してもらいたい。

卸売業者：市場運営費がいつか不足するときがある。開設者は、それをどう考えているのか。今後も、売上高割り使用料に頼っても不公平感は否めない。これからの運営費の確保をどう考えるかが、課題であり、ある程度考え方を開設者から示してほしい。

仲卸組合：第三者販売、直荷引きの取引把握は必要。卸、仲卸の実情を把握したうえでどのように市場運営を維持していくか。

売参・買出人組合：直荷引きの使用料負担、駐車場の有料化は必要である。片肺による関連事業者の休業のないようにしてもらいたい。店が困る。

関連協組合：特に意見なし。

市場協会：特に意見なし。

市場長まとめ：市の方針については、概ねご理解いただいた。

：業者間の取引ルールは、取引参加者で考えていく。

：市場使用料については、今後検討が必要。

農林水産担当部長：まずは条例改正をやらなくてはならない。意見の中では、市場使用料の話もあったが、今後、しっかり議論が必要と感じている。また、市場内の一体化が必要であり、そのためには業者間の意見交換も非常に大切と考えるとともに、中長期的に、この市場をどうしていくのか。施設整備も含めて検討していかなければならない。市場関係者の皆様には、今後ともご協力いただきたい。

## ②スケジュールについて

市場長説明：平成31年9月に改正条例を議会へ上程し、11月議会において承認を得ていく予定。

・他市場の状況（条例改正動向）説明。

## （2）浜松市中央卸売市場経営展望の取り扱いについて

市場長補佐説明：今までの経営展望における「市場管理・運営の効率化」の考え方については、条例改正、市場認定を優先し凍結させていただきます。今後、条例改正を含めて経営戦略として計画を立てていきます。

卸売業者：条例改正に伴い時間をかけて考えるべきである。凍結。

卸売業者：継続すべきである。

仲卸組合：見守っていく。今は、市場管理、運営の効率化が重要。

売参組合：見守っていく。

協力会：改正条例確定ののちに進めるべき。今は、凍結。

卸売業者：存置すべきである。

卸売業者：条例改正行ってから、進めるべきである。

仲卸組合：継続するべきである。

売参・買出人組合：PFIを投入して、もっと市場整備をしてほしい。

売参・買出人組合：人間のモラルを最重要に考えてほしい。

市場長まとめ：経営展望については凍結。経営戦略として条例改正とともに、考えていく。

閉会

## 第3回あり方研究会出席者

No	委員区分	役職名	氏名
1	水産卸会社	(株)浜松魚市代表取締役社長	宮地 一郎
2	水産卸会社	浜松魚類(株)代表取締役社長	白井 君夫
3	青果卸会社	(株)浜中代表取締役会長	池田 規
4	青果卸会社	(株)浜中取締役社長	岡田 力也
4	青果卸会社	浜松青果(株)代表取締役社長	松井 英司
5	水産仲卸組合	水産仲卸組合理事長	荒木 定雄
	水産仲卸組合	水産仲卸組合副理事長	櫻井 秀己
6	青果仲卸組合	青果仲卸組合理事長	伊藤 嗣男
7	青果物商業協同組合	青果物商業協同組合理事長	村上 百里
8	果物商業協同組合	果物商業協同組合理事長	松本 光由
9	水産物商業協同組合	水産物商業協同組合理事長	春日 大史
10	関連事業協同組合	関連事業協同組合理事長	山田 晴久
11	開設者	産業部農林水産担当部長	山下 文彦
12		産業部農業水産課長	北嶋 秀明
13		産業部中央卸売市場長	山本 和美
14		産業部中央卸売市場	中村 直行
15		産業部中央卸売市場	山田 正樹
16		産業部中央卸売市場	高柳 光男
17		産業部中央卸売市場	池谷 謙司
		産業部中央卸売市場	浅井 祐城
18		産業部中央卸売市場	三浦 宏之
19		産業部中央卸売市場	古橋 育三
20		産業部農業水産課	河野 和世
21	市場協力会	市場協力会事務局長	小粥 康弘